

児童福祉領域をめぐる法・制度の変化と 家庭支援専門相談員の位置付け

稲垣 美加子*

はじめに

2009年度から社会福祉士養成課程の国家試験受験科目の児童福祉領域の科目名が従来の「児童福祉論」から「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」に変更された。昨今の子どもをめぐる要支援課題（例えば子育て支援ニーズ、児童虐待など）の拡大・深刻化などを勘案し、支援の対象を子どもだけに限定せず、その環境である家庭とそこに起生する相互作用にも拡大すべきとの視点から、家庭（この場合の家庭は家族を内包する用語として包括的に用いられている）を支援対象としたことによる変化である。

しかし、一方で社会福祉士の養成課程において、児童福祉論は名称が「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」（以下「児童・家庭福祉サービス論」とする。）と変更され、授業時間数の規程は180時間4単位から、90時間2単位へと減少することとなった。つまり、今回の改編は児童福祉領域に関しては、教授内容が多様化したにも関わらず、授業時間が短縮するという矛盾を内包したものであると理解できよう。少子化傾向の社会において、小・中学校の児童・生徒数が減少傾向にあるにも関わらず、児童虐待の件数は増加傾向にあり、児童養護施設数も特に顕著な減少傾向を見せない。それどころか、一部の都道府県では児童養護施設が新設される状況にある¹。また、児童養護施設に措置される子どもたちの要養護課題は複雑化・重層化し、社会福祉の支援を強化するとともに、施設内での心理、看護ケアとの連携も強化されるようになった。

言葉を選ばず換言すれば、少子化傾向の社会において、支援を必要とする子どもの数は増加し、そのニーズは深刻化・重層化しているにも関わらず、社会福祉支援の専門職である社会福祉士の養成課程において児童福祉領域の知識基盤は脆弱化せざるを得ない結果となったと言えよう。

そこで本論では、まず一連の制度改革の結果、児童福祉の領域でどのような支援を展開す

*総合福祉学部 准教授

ることを求められるようになったのか、その変化について確認を試みた。そして、諸改革の中でも、特に家族・家庭支援の中心的担い手である家庭支援専門相談員の位置付けと業務内容に焦点化し、期待される機能や役割を確認するとともに、その専門性の養成が従来の児童福祉論にどのように付加されたのか、養成課程の教授内容から確認した。さらにこれらの検証結果をふまえていくつかの事例を引用することによって、今回の改革に企図されている家庭支援専門相談員制度の導入と実践現場での展開の現状とをつまびらかにし、変革の効果と課題を検証することとなる。

1. 子どもをめぐる要支援課題の変化

児童福祉の領域は、奈良・平安時代からの仏教的慈善による孤児救済、安土桃山時代のキリスト教宣教師たちによる孤児院、さらには江戸時代の五人組制度のような住民相互の助け合いのように、制度としてではなく、インフォーマルな組織や人々の善意によって支えられてきた。そして明治以降も、その延長線上に慈善事業から社会事業への発展的展開が見られ、多くの著名な児童福祉の先駆者たちの活躍が確認できるようになった。特に第二次世界大戦当時、戦時厚生事業へ傾倒した我が国の社会福祉は戦争や経済の生産性に寄与しえない子どもへの支援を減退させる中、民間の社会事業家たちの献身的な底支えによって子どもたちの命と生活が支えられた時代があった。こうした歴史的展開傾向も児童福祉領域において、ソーシャルワークの充実に課題が生じ、ともすれば教育的傾向や宗教的教育がソーシャルワーク実践に先行する傾向さえ見られる現状に少なからず影響していると考えられるⁱⁱ。

第二次世界大戦後、多くの子どもたちが戦争災害によって親や家を失い街に浮浪したり、貧困に遺棄されたり、緊急の支援が急務となった。そこで、1946年児童福祉法が制定された。既述した戦後の混乱期、貧困が主要な要支援課題の要因であった時代に、同法の法制化は他法に先駆けて明確に子どもの人権の尊重や支援の理念を明示し、子どもの健全育成を国や社会の責任と位置付けた点に先見性と普遍性をもった取り組みと評価できるⁱⁱⁱ。

いわゆる、「戦後」対策が一段落しつつあった1960年代からその後の高度経済成長の時代、日本は従来の生活様式、家族観や家族形態などが著しく変化し、子どもをめぐるインフォーマルな環境との交互作用は子どもの育ちに多様な影響を及ぼすようになった。そしてその変化は、約半世紀、多様化を継続し、子どもをめぐる課題や支援の変化にも多くの影響を及ぼし続けている。

具体的には高度経済成長による社会環境の変化、欧米の文化を取り入れた生活様式の変化、医療・保健の進歩による長寿化・救命率の向上、民法の改正の影響による核家族化・家族扶養観の変化、価値観の多様化による男女のライフスタイルの多様化などがあげられる。こうした変化が家族の在り方や役割分担を変化させ、そこを環境として育つ子どもたちの子育て

にも様々な影響を及ぼしてきた^{iv}。特に近年では、1945年以降核家族化の傾向の中で、夫婦・親子といった2世代の家族を中心に形成されてきた家庭が、婚姻や血縁関係のない同居者を含む構成に変化してきている^v。子どもの養育環境として「家族」ではなく、「家庭」が用語・概念として提起されている要因ともいえるが、親子どちらかの、婚姻関係を結ばないパートナーとの同居や、モデルや機能を相互に提供しあうひとり親家族同士の同居などがこれに該当する。

こうした子どもと環境との交互作用によって生じる要支援課題は、児童福祉法成立当初は、社会や家庭の貧困や、家族との離死別に起因する課題として顕在化し、現在では、既述の子どもを巡る環境の変化に呼応する形で、子育て支援ニーズ、保育ニーズ、障がい児療育ニーズ、養護ニーズ、ひとり親支援ニーズなどに大別され、多様化するとともに、個々の課題は深刻化、重層化している^{vi}。

時代の変化が我々の生活に及ぼす影響は、必ずしも否定的なものばかりではない。ただし、子どもを巡る環境と子どもに顕在化した課題の交互作用について勘案すると、第二次世界大戦後の時代の変化の影響は、総じて子育て・子育ての課題を拡大し、これを支えるインフォーマルな資源を脆弱化させているものと判断できよう。

2. 家庭支援専門相談員の起用と期待される役割

1) 起用の経緯

家庭支援専門相談員の制度は2004年4月1日から導入されることとなり、ファミリーソーシャルワークを担う専門職として、児童養護施設などに配置される事となった。その役割・機能は、虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者に対して児童相談所との密接な連携のもとに電話や面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能するための相談、指導等の家庭復帰支援を主たる内容とする。さらに、その任に当る人材は「人格円満な児童福祉に関して相当な知識・経験を有する者」と規定されている^{vii}。

具体的にその業務内容は、個人や家族の力、親族、近隣の人々、友人などのインフォーマルな資源の協力のみでは解決困難な生活課題を抱える家庭を対象とすること。家族一人ひとりの福祉と人権の擁護を実現することを企図し、個々の機関や職員、ボランティアなどが、関係機関との連携のもとに、専門的援助技術や社会資源を活用しつ支援を展開すること。そして、家族を構成する個々人の自己実現と生活設計を見通し、家族構成員、とりわけ子どもが健全に育つ場としての家庭がその機能を十分に発揮できるよう援助していくことと理解できる^{viii}。

換言するならば、家庭支援専門相談員には、家庭支援の専門性ととともに、支援全体のケアマネジメントを担いうる専門性が求められているものと理解できよう。高橋は、こうした改

革をふまえて、児童福祉施設において提供されるケアを専門性とサービス提供拠点の別から、家庭支援に焦点化したケアマネジメントを内包する児童福祉施設の新たな機能を以下の4類型に整理している^{ix}。

- a. 生活拠点型：施設に入所して施設機能を活用し家庭と施設を繋ぐ総合的な支援を利用する
- b. トリートメントⅠ型：施設に入所して専門的支援を利用する
- c. トリートメントⅡ型：在宅で生活を送りながら施設の専門支援を利用する
- d. 家庭養育支援型：在宅で生活を送りながら家族支援を含む総合的な支援を利用する

こうした制度改革によって家庭支援専門員に期待されるファミリーソーシャルワークの実践には、どのような専門性を備えることが期待されているものか、主要な課題を次項で整理してみたい。

2) 家庭支援専門相談員に期待される機能

① ケア・マネジメントの視点と技術

従来の子どもの支援に加え、子どもの養育家庭への支援を展開するにあたっては、その過程と周辺地域との相互作用を視野に入れ、地域におけるあらゆる社会サービスの活用を可能とする、コミュニティ・ソーシャルワークの機能を視野にいれたケアマネジメントの機能が期待される。

まずは、子どもと家庭が抱える課題を総合的にアセスメントし、表出しているニーズに囚われず、潜在化しがちなニーズまでも可能な限り明確化し、サービスの必要性を判断し、児童自立支援計画等子ども主体の支援計画を立案することが肝要である。この際特に、留意を必要とするのは、可能な限り子どもの主体性を尊重しその意思表示を支持することである。子どもの年齢や生育環境によっては自身の立場の認識や意思の言語化が困難な場合も想定されるが、一人ひとりの子どものストレングスを支持し、可能な限り意思の疎通による意思確認を試みるべきである。

そして、支援はチームアプローチにより、子どもの権利性を代弁しつつ、サービス利用の判定とサービスの調整、専門機関との連携を企図して展開されていくこととなる。この過程においても常に、支援全体にモニタリングの視点を維持し、評価の際など子どもの権利擁護を第一義とし、子どもと家庭にとって最善の利益を保障しうるサービスを調整・提供することが求められる。さらに、一連の支援や措置が解除され、子どもが家庭復帰した後も、子どもと家庭の安定した生活に向けた継続的な支援、つまりコミュニティ・ソーシャルワークを継続的に機能させ得るアフターケアを視野に入れた支援まで通観したマネジメントが必要とされる。

② スーパービジョンの活用

スーパービジョンは、支援すべき利用児・者への支援の妥当性の検討・検証を企図して、また、課題等が生じた場合にはその改善・解決を企図して実施される。さらに、教育的手法としては、ワーカー・学生自身の専門性の養成・向上を目的として、彼/彼女らによって開示された事例・実践について、専門的知識・援助技術を基盤とした具体的な指導・助言が提供される。助言者は、組織の上司や専門的経験の豊かな先輩職員の場合と、外部の専門家による助言の場合がある。

近年の子ども家庭福祉領域においては、既述したように子どもの抱える要支援課題が深刻化・重層化しており、職員の心身の負担は大きく、時に子どもに振り回されたり、傷ついたり職員の側はパワーレスに陥ることも少なくない^x。また、子どもたちの要支援課題の重層化により他職種との連携も必要不可欠な要素となっているが、法令により心理職・看護職の配置が整備されたものの、児童・家庭福祉領域という子どもたちの暮らしの支援の場に、治療的支援機能をどのように付加すれば良いのか、暗中模索が続いている。

このように、児童福祉施設に働く福祉職には強く・複雑な感情表出を伴う要支援課題を抱えた子どもと対峙しながら、他の専門職との有機的連携を維持することが必要となる。これを実効性あるものとするためには、支援の困難に揺れる時も、まず、ワーカー自身が自らの実践を可能な限り客観視できることが必要である。さらに、自らの専門職性、アイデンティティを維持・向上し得るためには、ワーカーの自覚や努力だけでなく、組織としての支援体制、つまりはスーパービジョンの機能を必要・十分に備えることが求められていると言えよう。

しかし児童・家庭福祉領域においては、未だインケアをどのように展開するのかといった、ケアワークを中心とした支援に多くの興味・関心が寄せられておりソーシャルワーク支援として、専門性の維持・向上に職能団体や職員の関心が向くことは少ない。

この他にも、ケアマネジメントの前提としても、専門性を基盤としチームアプローチによる合議の結果としてのアセスメントも必要であると考えられる。さらには、アドミニストレーションの側面からは、従来の組織としての閉塞性を打破するためにも、社会福祉領域・関連領域あるいは経営的側面からも専門的視点からのコンサルテーションの活用も求められよう。制度の変革が意図する専門性の向上は、具体的な方法の明示と取組がなければ実践可能な方向性として、具体的展開を見せることは困難であると思われる。

3) 家庭支援専門相談員に期待されるファミリー・ソーシャルワーカーとしての役割

ファミリー・ソーシャルワーカーという呼称は、従来様々な場面で通称として呼称されてきた。具体的に法制度上の位置づけはなく、ひとり親支援などにおいて、ファミリーソーシャルワークを担う職員が、ファミリーソーシャルワーカー的職員として認識されてきたと考えられる。

また、ファミリーソーシャルワーク自体の理解もあいまいで、何らかのサービスの利用者の家族調整のような関わりから、家族の抱える課題への介入まで、広義の「家族支援」として理解されてきたものと判断できよう。

具体的には、1997年の児童福祉法の改正において、児童家庭支援センターに、ソーシャルワーカーの配置が規定され、その業務として、「児童福祉の領域にいる人に対して、専門性を保有する機関や個人から助言・指導を提供すること。」という家庭支援の役割がソーシャルワーカーに位置付けられたことが一つの契機と考えられる^{xi}。

従来特に、児童養護施設においては、子どもの支援は施設のソーシャルワーカー（児童指導員）が行い、家族・家庭への支援は児童相談所のソーシャルワーカーが担うといった、暗黙の役割分担が定着化したと考えられる。これは、児童養護施設の職員の配置基準が児童指導員、保育士の別なく、児童数当たり何人と規定されてきた結果、本来ソーシャルワーカーであるはずの児童指導員もローテーションの都合上、日常の養護を担わざるを得ない現状がその要因とも考えられる。

当然のことながら、児童養護施設を利用する子どもたちの保護者が直接施設に連絡・来訪して様々なニーズを示す場合もあり、直接支援の場面がないわけではない。しかし、従来の児童養護施設の個別支援計画などに、親や保護者への支援は、必要十分に明記・検討されているとは言えず、ソーシャルワーカーが家族関係の調整をする機会や経験知は必ずしも十分蓄積されてきたとは言いがたいものと判断される。

既述のように、2004年から家庭支援専門員はファミリーソーシャルワーカーとしての専門性が明確に法制度に規定された。今後は施設内の支援にとどまらず、他機関とのネットワークを強化し、即応・実効性のある連携を機能させ、速やかに子どもと家庭にとって必要な支援を検討する役割が期待される。そして、他のワーカーと課題や役割・機能を共有していきながら、担当職員を始めとする施設全体としてのチームアプローチの調整役割をも担っていかなければならないと言えよう。

3. 児童家庭福祉論における家庭支援専門相談員の専門性

社会福祉士養成課程における児童福祉領域の理論基盤が「児童福祉論」から「児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度」（以下「児童家庭福祉論」とする）へと名称変更されたことにより、児童福祉領域のソーシャルワーカーに求められる専門性はどのように変化したのか、主要な社会福祉士養成講座のテキストを比較することで確認してみたい。

ここでは、中央法規と全国社会福祉協議会各々から出版されている社会福祉士養成講座の、児童福祉領域に関する、いわゆるテキストについて、家庭支援専門相談員制度化を起点に、旧・新の内容を比較してみたい。

表 1. 社会福祉士養成講座テキストの目次

<p>①中央法規「児童福祉論」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の理念 ・現代社会と児童家庭福祉 ・児童福祉の法体系と実施体制 ・児童家庭の福祉・保健・医療に係る施策 ・児童福祉を担う人々 ・児童福祉援助活動の実際 	<p>②中央法規「児童家庭福祉論」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代社会と子ども家庭 ・子ども家庭福祉とは何か ・子ども家庭福祉に係る法制度 ・子ども家庭にかかわる福祉・保健 ・子ども家庭への援助活動
<p>③社会福祉学双書「児童福祉論」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の理念の発展 ・現代社会と児童福祉 ・子どもを健やかに生み育てる環境づくり ・児童福祉の法と実施体制 ・児童福祉施策 ・児童福祉の担い手 ・児童福祉ニーズと相談援助活動 	<p>④社会福祉学双書「児童家庭福祉論」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の理念と児童福祉のあゆみ ・児童家庭を取り巻く状況と福祉ニーズ ・児童家庭福祉サービスの現状と課題 ・児童家庭福祉に関する法制度 ・児童家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際 ・児童家庭福祉の援助の実際 ・児童家庭福祉の未来

中央法規の社会福祉士養成講座においては、①「児童福祉論」から②「児童家庭福祉論」への変化の過程で、児童福祉に関わる理念への言及が減少し、法制度上の規定を遵守することによって、子どもの人権を養護することに主論が置かれている。さらに、社会福祉の担い手に関する項目が削除されることによって、テキスト全体を既観にも児童家庭福祉領域におけるサービスがどのような法制度のもと、どのようなニーズに対して、どのようにサービス提供すべきか、その際の留意点などは理解できるものの、特に児童福祉領域に働く社会福祉の専門職に何が求められるのかは明示されていないこととなる。

全国社会福祉協議会出版の社会福祉学双書においても、「児童福祉の担い手」という項目が削除された結果、児童福祉領域に働く専門職は具体的にどのような専門性を備えて、どのような場面で具体的にどのような方法論を用いるのかが抽象的になった。印象的な変化は、法制度改革で家庭支援専門相談員の専門性としてその必要が提起されたケアマネジメントの既述について、③「児童福祉論」には明示があるものの、④「児童家庭福祉論」には具体的な記述が見当たらない。

どちらも、教授時間の短縮に沿う形でテキスト自体も若干圧縮されているのだが、新たに加えられた記述がないわけでもない。これらのテキスト以外の児童福祉関連の文献でも、家庭支援専門相談員の役割や機能、あるいは児童福祉領域のファミリーソーシャルワーカーの機能や役割を明示しているものの確認は難しい^{xii}。制度改革に必要な方法論として提示され

ている専門職の専門性への言及が確認できないことは、制度と実態の“ズレ”を予見させる端緒と危惧される。

4. 「ファミリーソーシャルワーカー」の現状

本章では、いくつかの施設で研修などの際に、職員からファミリーソーシャルワーカーの役割や機能について提起された理解や現状をもとに、参考事例を勘案し、個々の職員から象徴的に語られた表現を引用しながら検討材料としてみたい。^{xiii}そして、児童養護施設でのファミリーソーシャルワーカーの導入について、制度先行の改革が実践現場にどのような効果と課題をもたらしたのか、実証的に検証してみたい。

事例1：児童養護施設のファミリーソーシャルワーカーの葛藤

児童養護施設Aでは家庭支援相談員として、従来児童指導員を務めてきたベテランの児童指導員O（50歳代、男性）を起用した。Oは物腰も柔らかく、幼い子どもたちにも丁寧に語りかける養護スタイル①に特性があり、子どもたちからも慕われている様子であり、子どもの保護者にも子どもへの思いをしみじみと語る様子が保護者の共感を呼ぶことが多かった。施設長は、子どもへの関わりと異なり、親への関わりには人生経験も必要と考え、そのキャリアと人柄からOをファミリーソーシャルワーカーと位置付けた②。ただし、施設長はOが高校生など年長の子どもたちと揉める傾向にあることが気になっていた③。しかし、職員の異動が激しく、Oを除いて、主任クラスの職務経験が5年～10年程度、そのほかの直接支援に関わる職員の経験は2・3年という状況では、他に人材もおらず④、法人理事会などもその判断を尊重した。

当初は施設長の期待どおり、Oは子どもの気持ちを代弁しながら、保護者と連絡調整を行い、保護者からも、「良い人が窓口になってくれた。」「優しい話し方でほっとする。」との評価が寄せられた。しかし、Oがファミリーソーシャルワーカーになって、半年後位から年長の子どもの中心に、「Oが親に悪口を言いつけた。」「このままだと施設にいられなくなると、言われた。」との苦情が申し立てられるようになった⑤。

第三者委員が介入して、事実確認を行ったところ、「悪口」「施設にいられなくなる」といった子どもたちの訴えに該当するOの子どもとの関わりは当のOによって記録に残されていた。記録には「Pは、わがまま⑥を言って、指導員の言うことを聞かない頑固なところがある。」「Pには、施設は集団生活の場だから、ルールを守らなければ、出なければいけないと⑦Qに指導した」等といった既述が確認された。

Oに記録の意図を確認すると、「事実Pがわがままなので、ありのままを親に伝えただけ。」「Qは注意をするといつも口答えをする。私はああいう子にはかかわれない⑧。本人も家庭

復帰を望んでいるのだから、なるべく早く家庭に帰そうと思う⑨。」との説明が加えられた。

第三者委員が、「確かに施設は、集団生活の場で、子どもたちにはルールやルールの守り方を身につける権利があり、職員はそれに應えるべきであるが、その前に各々の子どもは家庭崩壊を体験して、それぞれに支援を必要とする課題を抱えている。その子どもたちの課題をどのようにアセスメントして、一人ひとりを個別化して子どもたちの権利を代弁しながら親との間を調整しているのか。」と尋ねた。

これに対しOは、「アセスメントなんて特にしていない⑩。」「子どもたちの自立を援助するには、まず日々のケアワークをしっかりと⑪、愛情を伝えていけば必ず自立していく。」「アセスメントなんてしなくても、経験的にこの子はこう関われば効果的ということは、だんだんわかってくる⑫」そして、なかば感情的になりながら「第三者委員は子どもの言い分ばかり聞かないで⑬、職員を信用してほしい。」と強い口調で言った。

5. 制度改革と実践の乖離

「2. 家庭支援専門相談員の起用と期待される役割」で確認したように、児童養護施設に家族支援相談員いわゆるファミリーソーシャルワーカーが制度化されたが、制度化に当っては、社会福祉士の有資格者の登用が望まれるようになってきている。換言するならば、家庭崩壊を体験した子どもたちとその家族の支援には、国家資格に相当のする社会福祉支援の専門性、つまりソーシャルワーカーとしての専門性を有する事が必要であるとの認識が確認できるといえよう。

しかしながら、同様に制度化の際示された家庭支援専門員の人材像は、「人格円満な児童福祉に関して相当な知識・経験を有する者」という規定にとどまっている。それ故やむを得ないことも判断されるが「4. ファミリーソーシャルワーカーの現状」で示した事例のように、実際には十分ソーシャルワーク実践の理解ができないまま、役割だからファミリーソーシャルワーカーと名乗っている職員も少なくないのが実情と言えよう。事例下線部⑩や⑫に語られたように、義務化されている児童自立支援計画の策定も、十分なアセスメントがないまま、作成されていることが推測される。

また、児童養護施設を利用する子どもたちが、その生育歴において家庭崩壊を体験する過程で、彼/彼女ら自身がディマンズを潜在化させていたり、いずれ復帰・統合を企図されている家族・家庭の側にもディマンズが内在したりすることを十分認識できていないことが、事例下線部⑪の語りに確認できよう。これらのディマンズは単にケアワークを丁寧・十分に提供するだけで、ニーズとして顕在化させたり改善・解決を図ることができるかと短絡的に判断しえない構造をもつことは、すでに多くの研究によっても論証されている^{xiv}。

既述のように、本来であれば十分な社会福祉支援の専門性を背景に登用されるはずのファ

ミリーソーシャルワーカーが、事例下線部④のような職員構成を背景として、事例下線部①、③に示されるような特性をもった職員を管理者も「適材」との確信をもてないまま登用している実態が危惧される。

またこのケースで職員は、事例下線部①、⑤、⑧に見られるような利用児への主観的なかわりの傾向があり、それを十分自己覚知しているが、意識して行動すべき課題とは認識していない様子が確認できよう。ソーシャルワーカーには、日本ソーシャルワーカー協会、社会福祉士会など各職能団体の倫理綱領が明示されているとともに、利用者の個別化、人権の尊重は確認するまでもなく自明の価値観と言える。専門職として備えるべき価値基盤と明らかに矛盾する側面を内在させた自分に、気付くことも省みることも困難な人材が専門職として子どもと家族・家庭の交互作用という極めて困難な課題にどのように臨むのか、疑義を抱かぬ人はいないであろう。

事例下線部⑥～⑨、そして、⑬に見られるような、ワーカー主体で子どもたちの言動をコントロールし、自分たちが「仕事」をしやすいうようにかかわろうとする姿勢。さらには、都合良くあたかも「利用者主体」であるかのような、⑨のような対応をしようとする事態さえ顕在化している。そして、子どもたちの権利の代弁機能として創造された苦情解決や第三者評価の仕組みもこうした頑なな構えには、機能していても影響しえないという厳しい状況が存在しているといえよう。

6. 若干の考察と今後の研究の視座

社会福祉士の養成課程には、ファミリーソーシャルワークの授業はなく、独自に科目設定している大学も少ない。つまり、制度改革後も家庭支援専門相談員の養成プログラムとの間に互換性はなく、システム自体が「経験」や「キャリア」の中から人材を選出するしかない状況となっている。保育士養成課程には、「家族支援論」があるが、社会福祉士養成課程においては、「3. 児童家庭福祉論における家庭支援専門相談員の専門性」において述べたように、「児童福祉論」が「児童家庭福祉」に名称変更された科目においては、子どもにとっての主たる養育環境である家庭への支援の必要性が説明されているだけで、具体的な支援の方法が示されているわけではない。

また、利用児・者にとって家庭や家族はミクロレベルでの交互作用する環境であることは、領域の別を問わない。換言すれば、ファミリーソーシャルワークは児童領域だけでなく、障がい者や高齢者の支援においても専門性の習得が必要であり、本来地域福祉や在宅福祉あるいは、施設福祉のように全ての領域に普遍的な支援と言えよう。しかし、社会福祉士養成課程には、各領域の他に「家族・家庭支援論」あるいは、「ファミリーソーシャルワーク論」なる科目は存在しない。

養成課程に専門的支援の視座や方法、知識に関して十分な学習の機会が保障されないまま、「経験」や「キャリア」あるいは「年齢」といった、専門的支援の論拠となりえない事柄を拠り所として、展開される家庭支援にどれほどの効果が期待できるか疑問である。「4. ファミリーソーシャルワーカーの現状」で示した事例は、まだ少数の事例からの示唆にすぎないかもしれない。しかし、法・制度に明示されたソーシャルワークの専門職として登用の根拠がこうした曖昧なものである事を勘案すると、既述したように一部の人材に恵まれた実践現場を除いて、多くの実践現場において、「経験」や「キャリア」を人材登用の根拠とせざるを得ない厳しい実状があるものと判断される。

これまで述べてきたような、家庭支援の専門性を内包した新たな児童福祉実践を展開していくためには、家庭支援専門相談員には施設支援から在宅・地域支援へと継続的に支援する以下のような支援の展開が求められていると言えよう。

- 1) 子どもの自身の育ちにくさへの継続的支援
- 2) 親や保護者、家庭に内在する子育て困難への継続的支援
- 3) 子育て・子育てに困難を感じている子どもや家族・家庭への地域社会の支援ネットワークの構築

また、厚生労働省社会的養護あり方専門員会、全国社会福祉施設長連絡協議会等の議論も、児童相談所のアウトリーチ機能の強化をはじめ、地域の総合的な児童福祉ネットワークを充実するとともに、これらの機能を担う、ソーシャルワークの専門性を備えたマンパワーの充足を提起している。

未だ、あいまいな「経験」や「キャリア」を根拠とした人材登用をせざるを得ない状況にある児童福祉領域において、制度が先行して希求する児童福祉ソーシャルワークの専門性とでもいふべき、ファミリーソーシャルワークの専門性を備えたマンパワーの確保には、一路の灯明を見出すことにさえ困難を感じる。

既制の事業の枠組みやシステムが見直される過程で、児童養護施設の施設設置最低基準の取り扱いが都道府県に委譲されることとなった。すでに基準の改悪を明示している都道府県さえ存在し、子どもたちの生存権に関わる支援は、国によって保障されない事態に立ち至っていると言える。このような時代背景のもとでより専門性の向上を求められ、言わば児童福祉ソーシャルワークのスペシャリストの配置が希求される児童福祉施設はその専門性に値う人材を登用した時、悪化する最低基準の中でどのような待遇を保障し得るのであろうか。

専門性の向上を希求する制度改革と専門的支援の保障を危うくする制度改革の狭間で、児童福祉関係者はどのように相反する二つの命題を咀嚼していけばよいのか、大きな困難が立ちだかる現状と言えよう。この時代にあっても、実践にあたるワーカーたちが、あきらめることなく子どもたちの幸せな自己実現を支援することを専門職の第一義として見失わず、

専門性の向上を追求しつづけることを可能たらしめる、方法の模索が今後の研究課題と認識された。

注

- i) 関東では、2008年に東京都と茨城県で一か所、さらに2009年に茨城県で一か所児童養護施設が新設され、茨城県ではさらに新設計画がある。
- ii) 社会福祉士制度成立当初、児童養護施設の児童指導員の採用要件においては教員資格が社会福祉士受験資格に優先する事態が生じたり、2000年以降も一部社会福祉法人において子どもに宗教行事をルール化したことが問題として提起されることが散見される。
- iii) 仲村優一、小山路男編「明日の福祉2」中央法規、1988、pp207-229。
- iv) 柏女霊峰「子ども家庭福祉論」誠信書房、2009、pp5-7。
- v) 小池由佳、山懸文治編著「社会的養護」ミネルヴァ書房、2010、p23-28。
- vi) 小池由佳、山懸文治、前掲著、pp43-46。
- vii) 厚生労働省ホームページ
- viii) 参考資料「東京都児童福祉審議会意見具申」平成13年11月
- ix) 藤岡孝志監修「これからの子ども家庭ソーシャルワーカー」ミネルヴァ書房、2010、pp10-15。
- x) 伊藤喜余子著『児童養護施設におけるレジデンシャルワーク』明石書房、2007。
- xi) こうした動向については、「季刊児童養護」第35号2巻にファミリーソーシャルワークに関する特集が生まれ、現状分析・課題提起がされている。全国児童養護施設協議会「季刊児童養護」第35巻2号、全国社会福祉協議会、2010年2月。
- xii) 例えば、藤岡の前掲著などには、「ファミリーソーシャルワークに関する専門職養成」といった項目が確認できるが、その他の文献には、児童福祉領域や施設保育士などに家族・家庭支援のためのソーシャルワーク実践や機能の必要性は提起されているものの、具体的な方策は述べられていない。
- xiii) ここで例示した事例については、筆者が第三者サービス評価の研修、苦情解決委員の研修、児童養護施設職員・施設の研修などの際に、家庭相談支援員の機能や役割、現状などについて事例研究などを行った際に、提示された複数の事例（約20ケース）や寄せられた意見を活用して作成した架空事例である。個人情報やプライバシーに充分配慮し、日本社会福祉学会の研究倫理指針2-8-5の規定を遵守して作成した。下線を引き、エビデンスとして採用した意見や実状は、提示された事例をKJ法を用いて脱構築したもののうち、過半数に同様の傾向が見られたものを再構築したものである。
- xiv) 北川清一「社会的養護を担う児童養護施設とは－原点回帰が求められる「個人」「職業」「組織」の実態を問う－」『2008年度全国児童養護施設連絡協議会関東ブロック研修会報告書』千葉県児童福祉施設協議会、2009年。

【参考文献】

- ・石田賀奈子、柴野松次郎、原 佳央里他著「児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーク実践モデルに関する研究」日本社会福祉学会第55回大会要項。
- ・岩田正美監修、山懸文治編著、「子ども家庭福祉」日本図書センター、2010年。
- ・「ファミリーソーシャルワーク実施モデル研究事業報告書」ソーシャルケアサービス従事者養成・研究協議会、2003年3月。
- ・資生堂社会福祉事業財団監修、中山雅男編「ファミリーソーシャルワークと児童福祉の未来」中央法規。
- ・菅原哲男著「家族の再生－ファミリーソーシャルワーカーの仕事」(有)言叢社、2004。
- ・社会福祉士養成講座編集委員会編「新版 社会福祉士養成講座4 児童福祉論」中央法規出版社、2007。

- ・社会福祉士養成講座編集委員会編「新・社会福祉士養成講座15 児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度」中央法規出版. 2009.
- ・新版・社会福祉学双書編集委員会編「新版・社会福祉学双書 第4巻 児童福祉論」全国社会福祉協議会. 2005.
- ・「社会福祉学双書」編集委員会編「社会福祉学双書2009 児童家庭福祉論」全国社会福祉協議会. 2009.

A Study on the Effects of Family Support Workers in Social Work Practice for Children in Institutional Settings

Mikako INAGAKI

There have been a few amendments in the Child Welfare Law in the last decade. One of these changes mandates the installment of family support workers in child care facilities to provide care and support not only for the child but also his/her family members for reunification when determined feasible. This paper examines to what extent the introduction of family support workers has impacted both the child welfare system and the way social work is being practiced for children in institutional settings.

The effectiveness of the family support workers in performing their expected roles is a particular focus.